

## 社会福祉法人清明会 常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清明会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう常勤とは所定週平均2日以上勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤役員の勤務報酬)

第3条 所定週平均2日以上業務にあたる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1により、月額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

(出張旅費)

第4条 常勤役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する常勤役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第6条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

令和4年12月1日 一部改正

この規程の施行に伴い、「社会福祉法人清明会役員及び評議員報酬規程」は、  
廃止とする。

別表1

| 名 称                   | 報 酬      | 備 考       |
|-----------------------|----------|-----------|
| 理事長業務報酬等（月額）          | 500,000円 | 職員兼務でない場合 |
| 理事長業務報酬等（月額）          | 100,000円 | 職員兼務の場合   |
| 理事長以外の<br>理事業務報酬等（月額） | 160,000円 | 職員兼務でない場合 |
| 理事長以外の<br>理事業務報酬等（月額） | 50,000円  | 職員兼務の場合   |

別表2（日額）

| 旅 費 | 宿泊費     | その他 |
|-----|---------|-----|
| 実 費 | 20,000円 | 実費  |